平成３０年（フ）第３４４号
千葉県松戸市新松戸３丁目436番地　ブレッザ新松戸102号
債務者　木村　一美
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３４５号
千葉県野田市古布内1479番地14
債務者　小野　千花
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３４９号
千葉県柏市増尾２丁目４番２―202号
債務者　岡本はま子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３６４号
千葉県柏市篠籠田1397番地282　コーポ中根104号
債務者　中尾　泰斗
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２６７号
神奈川県中郡二宮町二宮479番地　松浦ハイツ101号
債務者　上原　弘樹
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第４７５号
名古屋市南区汐田町11番20号　ラ・トゥール呼続201号
債務者　菊池　和人
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５１６号
名古屋市港区野跡４丁目２番２―708号（みなと荘）
債務者　鈴木　広崇
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７号
栃木県真岡市上高間木２丁目31番地１シノザキコーポＣ棟101号
債務者　岩谷　哲夫
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成３０年（フ）第２５２号
千葉県野田市木間ケ瀬2475番地19
債務者　相澤富美弥
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３０５号
千葉県我孫子市我孫子３丁目23番１号（101号）　サンホープ
債務者　小杉　理美
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３２５号
千葉県松戸市五香２丁目35番地の35　メゾンサーラ２号
債務者　石井祐梨子
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３６１号
千葉県野田市清水605番地の12　ボヌールシミズＣ―７
債務者　佐藤　俊彦
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３９８号
千葉県野田市柳沢12番地の４　（野田柳沢県営住宅２号棟302号）
債務者　鏑木　博子
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１４６号
沖縄県島尻郡与那原町字上与那原429番地の２
債務者　奥間　恵子
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第３１号
山口市小郡新町６丁目８番５号
債務者　森　　涼子
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３７号
山口県防府市華浦２丁目12番２―102号　松本アパート
債務者　國廣　勇次
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７号
大分県竹田市大字飛田川3427番地１、住民票上の住所大分県豊後大野市清川町砂田1383番地12
債務者　宮本　順平
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
大分地方裁判所竹田支部破産係